

平成23年12月12日（月曜日）

第4回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

平成23年第4回松島町議会定例会会議録(第1号)

出席議員(17名)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 緑山市朗君 | 2番 | 佐藤皓一君 |
| 3番 | 高橋辰郎君 | 4番 | 伊賀光男君 |
| 5番 | (欠番) | 6番 | 高橋利典君 |
| 7番 | 渋谷秀夫君 | 8番 | 高橋幸彦君 |
| 9番 | 尾口慶悦君 | 10番 | 色川晴夫君 |
| 11番 | 赤間洵君 | 12番 | 太齋雅一君 |
| 13番 | 後藤良郎君 | 14番 | 片山正弘君 |
| 15番 | 菅野良雄君 | 16番 | 今野章君 |
| 17番 | 阿部幸夫君 | 18番 | 櫻井公一君 |

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

| | |
|--------------|---------|
| 町長 | 大橋健男君 |
| 総務課長 | 高平功悦君 |
| 財務課長 | 熊谷清一君 |
| 企画調整課長 | 小松良一君 |
| 町民福祉課長 | 安部新也君 |
| 産業観光課長 | 阿部祐一君 |
| 建設課長 | 中西傳君 |
| 会計管理者兼会計課長 | 佐々木千代志君 |
| 水道事業所長 | 丹野茂君 |
| 危機管理監兼環境防災班長 | 櫻井光之君 |
| 総務管理班長 | 佐藤進君 |
| 教育長 | 小池満君 |
| 教育課長 | 亀井純君 |
| 学校教育班長 | 児玉藤子君 |

生涯学習班長 阿部利夫君
選挙管理委員会事務局長 中村寛君

事務局職員出席者

事務局長 櫻井一夫 主幹 佐々木弘子

議事日程（第1号）

平成23年12月12日（月曜日） 午前10時 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

〳 第2 会期の決定

12月12日から12月16日まで5日間

〳 第3 諸般の報告

〳 第4 第1常任委員会の所管事務調査報告について

〳 第5 報告第13号 平成22年度松島町教育委員会教育行政点検評価について

〳 第6 報告第14号 宮城中央地区視聴覚教育協議会の廃止に伴う精算の報告について

〳 第7 議案第112号 松島町震災復興基金条例の制定について（朗読説明）

〳 第8 議案第113号 松島町ふるさと創生基金条例の廃止について（朗読説明）

〳 第9 議案第114号 指定管理者の指定について（朗読説明）

【松島町長松園デイサービスセンター】

〳 第10 議案第115号 指定管理者の指定について（朗読説明）

【松島町健康館デイサービスセンター】

〳 第11 議案第116号 指定管理者の指定について（朗読説明）

【品井沼農村環境改善センター】

〳 第12 議案第117号 指定管理者の指定について（朗読説明）

【松島駅前駐輪場】

〳 第13 議案第118号 指定管理者の指定について（朗読説明）

【松島町野外活動センター】

〳 第14 議案第119号 平成23年度松島町一般会計補正予算（第11号）について（朗読説明）

〳 第15 議案第120号 平成23年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に

ついて（朗読説明）

- 〓 第 1 6 議案第 1 2 1 号 平成 2 3 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）について（朗読説明）
 - 〓 第 1 7 議案第 1 2 2 号 平成 2 3 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 6 号）について（朗読説明）
 - 〓 第 1 8 議案第 1 2 3 号 平成 2 3 年度松島町水道事業会計補正予算（第 5 号）について（朗読説明）
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（櫻井公一君） 平成23年第4回松島町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。松島町[REDACTED]です。

なお、お知らせいたします。1番緑山議員、病院に行って治療してからこちらに来るということでおくれる旨の連絡が入っております。

本日の議事日程はお手元に配付しております

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、2番佐藤皓一議員、3番高橋辰郎議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（櫻井公一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの5日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月16日までの5日間に決定しました。

日程第3 副議長の選挙

○議長（櫻井公一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長よりあいさつと行政報告をお願いいたします。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 本日第4回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、あいさつと町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には議会定例会にご参集をいただき誠にありがとうございます。

さて本日提案いたします議案は、報告事項が2件、条例等が2件、指定管理者の指定が5件、平成23年度補正予算が5件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただきご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております平成23年9月22日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。9月22日に第3回松島町議会定例会を招集し、10月7日までの会期において松島町議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の改正、補正予算及び各種会計決算認定等について、ご審議いただきご承認をいただきました。

10月5日には、議会全員協議会において松島町震災復興計画骨子素案等について協議させていただきました。

10月12日には、宮城県町村会第4回町村長会議が開催され、平成22年度宮城県町村会一般会計歳入歳出決算承認などが審議承認されました。

10月21日には、環境保全米プロジェクト試食会に出席し、例年よりおくれたの田植えでしたが、めごの舞、いろはの舞、新種東北194がことしもおいしくでき上がり、改めて感銘を受けたところであります。

10月29日には、まつしま産業まつり～K I Z U N A 2011～が開催され、とれたての野菜や魚介類を初め、ことしから松島ハクサイを使ったギョウザや松島の里山でとれたタケノコの水煮などが出店され、会場には過去最高の人が訪れ、旬の松島の味覚を満喫しておりました。

11月5日、6日には、第33回町民文化祭を開催し、各種教室、団体、愛好会などから幅広く町民の方が参加され発表会、展示会が行われました。

11月15日には、東日本大震災の復興に向けて元気な宮城の姿をPRするため、「仙台・宮城『食と観光』首都圏大キャラバン」が開催され県内から約650人、町内からは議員初め観光農林水産業関係者、各種団体の代表者など総勢約150人が参加し、首都圏の主要駅や旅行会社、企業などを訪問し、元気な宮城、松島のPRを行いました。

11月16日には、第8回松島町臨時会を招集し、災害による被害者に対する援護資金の貸し付けに関する条例の制定、補正予算につきましてご承認いただきました。また、臨時会終了後議員全員協議会において、松島フットボールセンター普通財産の無償貸し付けについて協議させていただきました。

11月19日には、念願であった松島第一小学校の体育館の落成を記念し、落成記念式典が行われました。

11月21日から22日には、風評被害などで観光客が減少していることから、兵庫県庁や神戸市役所、マスコミ関係などに元気な松島をPRし、松島観光への誘客を図ってきたところでもあります。

11月23日には、震災の影響で例年より約1カ月おくれの出荷が始まり、関係者の努力により～震災復興祈願～第6回松島大漁かき祭り in 磯島が開催され、待ちわびた大勢の方々でにぎわいました。

11月28日には、第9回松島町臨時会を招集し、職員の給与に関する条例等の一部改正、補正予算等につきましてご承認いただきました。また、臨時会終了後議会全員協議会において、松島町震災復興計画中間報告等について、協議、報告させていただきました。

11月30日には、NHKホールにおいて全国町村長大会が開催され、その後宮城県選出国會議員に対する要望活動等を行いました。

12月10日には、国際サッカー連盟（FIFA）のブラッター会長が来町し、震災で被害を受け改修している松島フットボールセンターの修復状況を視察等したところでございます。

12月11日には、中央公民館において松島町震災復興計画素案に係る住民説明会を開催したところです。

また9月24日、10月22日、11月11日には、松島町震災復興会議を開催し、震災復興計画中間報告などについて説明しご意見等をいただいております。

次に要望等でございますが、10月7日に衆議院国土交通委員会委員長に対し、東日本大震災に伴う松島観光復興に係る要望、ほか4件につきまして要望書の提出を行っております。

そのほかの諸報告は記載をもって説明にかえさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

○議長（櫻井公一君） これで町長の行政報告を終わります。

議長の諸報告は印刷してお手元に配付しております。概要だけ申し上げたいと思います。

1. 出納検査・監査の報告についてであります。9月28日、10月26日、11月24日に例月出納検査の報告をいただいております。

国、県に対する要望等は3件提出しております。内容は記載のとおりであります。

行政視察であります。10月31日高知県香南市議会、11月8日には茨城県城里町議会の議会より行政視察に来庁しております。

会議等であります。9月22日の第3回松島町議会定例会を含め、総件数で52件、各種会議行事委員会等がございました。詳細は記載の内容のとおりであります。

なお11月16日より27日まで12行政区において議会報告会を開催しており、参加者数は183名でありました。

議会だよりの発行です。12月1日第108号が発行されております。議会広報発行対策特別委

員の皆さんには大変ご苦労さまでした。

議員、委員派遣についてであります。11月7日の宮城黒川地方町村議会議員研修会並びに表彰式へ議員を派遣しており、その席で高橋利典議員が自治功労者表彰を受賞しております。また11月10日には、議会広報研究会研修に委員2名を派遣しております。以上で議長の諸報告を終わります。

次に、一部事務組合における議会報告を求めます。

初めに、宮城東部衛生処理組合議会の報告を求めます。13番後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） おはようございます。それでは13番後藤でございます。

宮城東部衛生処理組合議会関係について、前回報告以降の報告をいたします。

去る10月21日、平成23年第3回宮城東部衛生処理組合議会定例会が宮城東部衛生処理組合会議室において開催をされ、正副議長の選挙が行われました。議長には多賀城市の森長一郎議員が、副議長には七ヶ浜町の千葉志美枝議員が選出をされました。会議に付された案件は条例改正1件、決算認定1件、補正予算の1件の計3件であります。

議案第7号は議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行による障害者自立支援法の改正に伴い、現行条例について所要の改正を行うものであり、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。認定第1号は、平成22年度宮城東部衛生処理組合会計歳入歳出決算の認定についてであります。予算現額8億778万8,000円に対し、歳入決算額は8億1,222万8,598円、歳出決算額は7億9,979万4,620円で、歳入歳出差引残高1,243万3,978円となり、そのうち財政調整基金に630万円を繰り入れし、残高の613万3,978円は平成23年度に繰り越しされており、審議の結果原案のとおり認定いたしました。

議案第8号は平成23年度宮城東部衛生処理組合会計補正予算第2号についてであります。東日本大震災により被害のあった組合施設の災害復旧に要する経費として5,606万1,000円、各施設の敷地境界周辺の空間放射線量を計測する測定器の購入経費として13万2,000円を追加し、歳入については平成22年度決算にかかる歳計剰余金の前年度繰越金及び組合預金利子並びに組合債を追加し、それに伴い基金繰入金を減額し、歳入の財源組みかえを行うもので、歳入歳出それぞれ5,619万3,000円を追加し、予算総額を8億9,209万3,000円とするものであり、審議の結果原案のとおり可決いたしました。

去る11月28日に宮城東部衛生処理組合議会臨時会が宮城東部衛生処理組合会議室において開催されました。会議に付された案件は条例1件であります。

議案第9号は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例であります。これは民間給与との格差を是正するための人事院勧告による国家公務員の給与等の改定に伴い、組合職員の給与についても国に準じて所要の改正を行うものであり、審議の結果原案のとおり可決いたしました。以上が宮城東部衛生処理組合議会の報告であります。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。

次に塩釜地区環境組合議会の報告を求めます。3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） それでは、塩釜地区環境組合の報告をさせていただきます。

塩釜地区環境組合議会は10月25日、1日間を会期として開催されました。

この議会は松島町を除いた2市2町で審議会、町議会の議員改選があり議会構成が新たになりました。このことを踏まえ正副議長等が選出されました。組合議会議長に菊地進議員、塩竈市、副議長に昌浦泰巳議員、多賀城市、監査委員に及川智善議員、利府町が選出されました。

続いて議案審議について、報告をさせていただきます。

平成22年度の決算審査において、歳入額4億452万8,989円、歳出額3億9,177万1,909円、歳入歳出差引額1,275万7,080円でありました。歳入決算額は予算現額4億円に対し、452万8,989円の増額となりました。歳出決算額は予算現額に対し、97.9%の執行率でありました。不用額は822万8,091円でありました。歳入における松島町の組合負担金は、環境センター管理費負担金4,959万7,000円、投資的経費負担金1,831万6,000円、斎場管理費負担金215万2,000円、火葬場建設事業費負担金84万5,000円、計7億901万円でありました。歳出で見ますと、予算現額4億円に対し、支出済み額は3億9,177万1,909円であり、予算現額に対する執行率は97.9%でありました。歳出の対前年度比は6万1,988円、0.0%の増加となっています。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、1,275万7,000円の黒字決算でありました。こうした数字は消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料、医薬材料費等の抑制が図られたことによるものであります。

続いて、11月議会開催状況を報告します。臨時議会の開催であります。組合議会は、11月28日1日を会期として開催されました。付議事件は、職員の給与に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでありました。改正は、9月30日の人事院勧告による給与の改正でありました。内容的には50歳代を中心に40歳代以上に念頭を置いた平均

改定率0.2%の引き下げというものでありました。引き下げは50歳代で最大0.5%の△、40歳代後半で0.4%の△、40歳代前半は0ないし0.3%の△でありました。質疑を通じて次のことが確認されました。東日本大震災のため民間給与実態は2カ月おくれで調査されたこと、岩手県、宮城県、福島県については調査できなかったこと、塩竈市からの出向職については、今期引き下げに該当することになっていること、組合職員は年齢層として低年齢でこの引き下げには該当しなかったこと。質疑を終えて反対、賛成の討論が各1名なされました。原案は賛成多数で議決されました。以上報告をさせていただきました。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまです。

次に、塩釜地区消防事務組合議会の報告を求めます。12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 23年第3回の塩釜地区消防事務組合定例会の報告をさせていただきます。

会議は、平成23年10月25日午後1時から塩釜地区消防事務組合の会議室で行いました。

概要につきましてお話を申し上げます。今回各事務組合の議会と同様、松島町議会以外の2市2町の議員改選に伴う消防事務組合議会の初議会のため、議員が大幅に入れかえとなりましたので、議長副議長選挙を行い会議を再開したものであります。

議長には慣例として塩竈市市議会からの推選ということで田中徳寿議員、副議長にはこれも慣例により多賀城市議会選出の竹谷英昭議員を副議長として指名推選され当選いたしました。

会期につきましては、10月25日、1日として会議が開会され、次の案件について議会が開催されました。

認定第1号として平成22年度塩釜地区消防事務組合一般会計決算の認定、歳入決算額22億1,496万4円、歳出決算額21億8,643万4円でありました。前年比消防本部庁舎の建てかえ等による組合債増により1億6,627万4円、8.1%の増加となったものでございます。

それから、認定第2号平成22年度塩釜地区消防事務組合介護認定審査事業特別会計決算の認定については、歳入決算額1億2,607万4円、歳出決算額1億2,294万4円でありました。

認定第3号平成22年度塩釜地区消防事務組合障害者自立支援審査事業特別会計決算の認定については、歳入決算額249万6,571円、歳出決算額172万120円となっております。

議案第6号議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正する条例、議案第7号平成23年度塩釜地区消防事務組合一般会計補正予算第2号については、東日本大震災に伴います消防防災施設災害復旧費補助が確定したことによる災害復旧事業の計上でありまして、歳入歳出補正額9億919万2,000円の増額で、歳入歳出予算の総額が30億6,793万4円となったものでございます。歳入の内訳は消防防災施設災害復旧補助により国庫

支出金 6 億 629 万 2,000 円、組合債 3 億 290 万円の増額となったものであります。歳出の内訳は、一つ、消防救急無線施設災害復旧整備事業 4 億 2,500 万円、二つ、消防司令センター災害復旧整備事業 4 億 722 万 2,000 円、三つ、潮位観測装置災害復旧整備事業 7,697 万円となっております。

議案第 8 号平成 23 年度塩釜地区消防事務組合介護認定審査事業特別会計補正予算につきましては、現在稼働中の介護認定パソコンのリース契約満了に伴う更新を図るための予算リース料で予算でありまして、リース料平成 24 年から 28 年までの 5,400 万円の補正予算を組ませていただきました。

議案第 9 号財産の取得についてであります。9 号から財産取得になりますが、災害対応特殊救急車 2,779 万円。

議案第 10 号、これも財産取得、9 条工作車 6,924 万 7,500 円、これは多賀城消防署配置。前段の災害対応特殊救急車は塩釜消防署配置であります。

議案第 11 号の財産の取得につきましては、消防ポンプ自動車 C D 1 型を七ヶ浜消防署に配置するための予算として 2,997 万 7,500 円。同じく多賀城消防署配置の消防ポンプ、同じ C D 1 ではありますが、2,997 万 5,000 円の配置となっております。今回の津波災害でポンプ車初め、消防車両かなり痛手を受けて大きな財産が損失しております。そのための補正予算でありました。以上審議の結果、全議案は原案のとおり可決されましたので報告させていただきます。

それから平成 23 年の第 1 回塩釜地区消防事務組合の臨時会の報告書であります。23 年 11 月 28 日午後 1 時 45 分開議であります。内容につきましては、議案第 13 号塩釜地区消防事務組合職員の給与に関する条例及び塩釜地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議会の中で今回の東日本大震災の消防の果たした役割ということで大変議論もありました。給与の削減はすべきでないという意見も多数ございましたが、多数決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されましたので報告させていただきます。以上です。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

日程第 4 第 1 常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（櫻井公一君） 日程第 4、第 1 常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

第 1 常任委員会から災害対策について、もう一つは定住対策の推進について 2 件の調査事項について報告を求めます。まず初めに災害対策についての報告を求めます。6 番高橋利典議

員。

○6番（高橋利典君） 6番高橋利典でございます。

それでは、第1常任委員会所管事務調査報告を行います。

1件目、調査事件、災害対策について、調査期日、場所は、平成23年4月11日、4月28日、6月24日、7月15日、7月29日、8月25日、9月16日、10月19日、11月16日、11月30日です。場所は第1委員会室及び議員控室であります。出席委員は伊賀光男委員、佐藤皓一委員、高橋辰郎委員、尾口慶悦委員、色川晴夫委員、太齋雅一委員、阿部幸夫委員、そして私高橋利典であります。

事務調査の考え方について、松島町地域防災計画等今回の震災対策との整合性について検証を行うことにしました。

調査の概要、松島町地域防災計画の検証、災害被害想定、地震災害津波災害の想定は、東日本大震災の実態を把握した最大の被害想定概要にする。

災害予防計画、水害予防対策、津波による浸水及び集中豪雨等による浸水に備え、排水機場の整備と潮位観測体制の強化に努める。

高潮対策、海岸沿いに設置している67カ所の防潮堤が緊急時に円滑に作動するよう維持管理と訓練を行う必要がある。また異常潮位時には防災無線や広報車による情報の伝達を図るべきである。

ライフライン等の予防対策、下水道施設計画、町は雨水管渠、内水排除施設などを整備し、浸水災害被害を予防するとともに、水害に対する下水道施設の安全に努めるとあるが、現実に実行すべきである。排水施設の整備を早急に図るべきである。

災害通信網の整備、防災無線、町内全域にデジタル防災無線を配備し、正確な情報の伝達に努めてきたが、震災の停電による影響で通信施設のバッテリー切れが生じ、機能が十分に活用できなかった。また防災無線が聞こえない地区や聞き取りにくいところもあり、個別受信機を含めた施設の拡充を図るべきである。

消防力、松島消防署は震災の津波や水害の災害時に十分機能が果たせていない場所にある。町との強固な連携態勢が求められることから、場所の移転を検討されたい。

観光地区災害予防計画、観光客に対する避難経路案内は整備されているが、目指すべき方向に示している事項の整備は図られていない。災害に対応できる観光地づくりのための観光協会を中心とした体制強化が求められる。

避難場所、大地震による大津波警報が発令された場合、高台避難が原則で地区によっては避

難場所の検討と訓練の周知徹底が必要である。

避難所、避難所としての教育施設が指定されているが、学校側が指定されていることを理解していない。平常時における連携体制の強化を図るべきである。

避難施設としてホテル、旅館、お寺の協力が不可欠であった。大規模震災時における災害施設として協定を結び、協力体制を図るべきである。

避難場所、避難所は松島町避難所一覧表に示しているが、全面的な見直しが必要である。

続いて避難誘導體制、各地区の実情に即した避難の徹底と非常時における安全避難の協力確保を図るため、平常時より避難訓練の実施や広報活動が求められる。

廃棄物対策、災害ゴミの処理について、災害が甚大で町において処理が困難であった。県外からの応援要請が求められることから、災害協定を結ぶなど人的交流を図りながら協力体制の整備が必要である。

し尿処理について、断水によりトイレのし尿処理が大変困難であった。平常時から水が確保できる場所、お風呂の水、井戸水、わき水、学校のプールの水等の確認が必要である。

ボランティアの受け入れについて、大規模災害発生時には災害ボランティアの善意を被災者のニーズと円滑に結びつけるため、ボランティアコーディネーターが多数必要なことから、松島町の地域を把握している役場OBの組織協力体制を図るべきである。

観光客、外国人対策、一次避難所に避難した時点で外国人の人数を把握することが大事であり、二次避難所のホテル、旅館では外国人を1カ所に避難する方法をとり、英語等のできる職員やボランティアを派遣し対応に当たることが大事である。

自主防災組織、今回の震災で各地における自主防災組織の活動は十分機能を果たしている。自主防災組織のない地域での組織の育成に当たっては、設置できない原因を究明し、行政が指導力を発揮して結成促進を図るべきである。

相互応援体制の整備、災害時における隣接市町等の応援協定を締結しているが、大規模震災で互いの市町が被災しており、協力体制が機能しなかった。秋田県にかほ市と夫婦災害支援相互協定を締結しているが、他にある一定の距離を置いた自治体との災害支援協定を早急に進めるべきである。松島町は日本三景の一つとして、毎年3市町で連携をとっているが、今後災害支援相互協定の締結を検討すべきである。

津波対策、海岸地区の多くの観光客がおり、避難誘導が最優先に行わなければならない。災害直後に停電となり、観光協会のマイクによる避難案内がなく肉声による誘導となった。地震発生と同時に船関係者が観光客を瑞巖寺方面に避難誘導を行った。観光客の津波に対する

危機感が薄い方もあることから、津波警報に対して観光協会が中心となり観光業者を含めた避難誘導體制の強化が必要である。

災害対策本部について、災害対策本部は役場庁舎の会議室で置くことになっているが、大規模震災時には十分機能を果たせていない。あらゆる災害に対応できる防災センター的機能を果たせる施設整備が必要である。

最後に調査の結論、東日本大震災で地域防災計画のマニュアルどおり具体的行動や活動がほとんどできなかった。計画の実行に当たっては、年次計画を立てて実施計画を示す必要がある。どんな立派な計画でも実効性のない計画では意味がない。財政負担を伴うことは当然であり、優先順位を定め、次年度から強力で推進し安全・安心のまちづくりに努められるよう望むものであります。以上で災害対策についての所管の事務調査の報告を終わります。

続いていいんですか。

○議長（櫻井公一君） いや。ご苦労さまでした。

報告について今委員長から報告がございましたけれども、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。（「なし」の声あり）なしの声がありますので、質疑なしと認めます。質疑を終わります。以上で災害対策についての報告を終わります。

次に、定住対策の推進についての報告を求めます。高橋利典委員長。

○6番（高橋利典君） 続いて、定住対策の促進について第1常任委員会所管事務調査の報告をいたします。

調査期日は、平成23年4月11日、4月28日、6月24日、7月15日、7月29日、8月25日、9月16日、10月19日、11月16日、11月30日であります。場所については第1委員会室及び議員控室であります。出席委員は記載のとおり第1常任委員会のメンバーであります。

事務調査の考え方について、本町では近年少子高齢化による自然減少や利便性の高い地域への転出などにより人口の減少傾向が進行し、地域経済や地域活力の低下を招いている。人口減少により中心市街地の衰退、市街化区域における土地区画整理地内での宅地販売がなかなか進まない現状にある。今後人口減少に歯どめをかけ、定住化を促進するため早急な対策が必要である。また、東日本大震災の影響などで県内における住環境や不動産の状況が激変しており、大規模開発を含め、市街化区域内未利用地の利用促進を図り、被災者などを意識し、復興計画と合わせてこれらの対応が必要であることから、委員会では定住促進するため具体的な対策として、松島町定住促進事業について調査を行った。

5番調査の概要、本委員会は町当局が平成22年度から定住アドバイザーをお願いし、就業、

観光、不動産、交通、生活関連サービスなどの連携により定住促進を図るとした方策が不完全で、その実を上げていないことから思い切った施策を行うよう、担当課を含め町長にその実現方を求めたところ別紙定住対策が8月25日に示された。資料1です。

それでは内容でございます。定住対策として8月25日に示された内容は以下のとおりであります。

事業名、復興支援定住促進事業補助金、内容、転入世帯、半壊世帯、新築50万円、中古住宅25万円、地元業者加算額50万円、これにつきましては平成23年7月1日に制定済みでございます。空き家・空き地バンク、町内の空き家・空き地の情報提供、一時保育の実施、幼稚園の一時預かりの実施、平成22年から。保育条例の一時保育、平成24年から。乳幼児医療費助成、通院6歳年度末まで、入院7歳の誕生日まで助成。多子世帯の保育料軽減、同時に入園、入所している兄弟の保育は第2子は半額、第3子以降無料。それから予防接種助成、BCG、ポリオ、三種混合、麻しん、風しん、日本脳炎の全額補助。妊婦検診の助成、14回分の検診費用を助成、ほぼ全額。

宅地宅建取引業協会連合会等の連携により不動産情報検索サイト、ハトマークサイトから情報提供による空き地・空き家バンクの内容充実を図る、また空き地・空き家の調査を行い、情報を集約しホームページ等を活用した情報発信を行う。さらに現在進めている復興支援定住促進助成事業や、初原バイパス、根廻磯崎線の整備、近隣商業地域の商業誘致など町の定住促進や都市計画の情報を積極的に発信することにより、不動産業界の動きを刺激し、優良企業による不動産投資を促す。宅地宅建取引業協会連合会からの情報提供及びホームページの情報発信、地元不動産業者との連携による空き地・空き家の情報を集約しホームページで情報発信。現在制作を進めている定住ガイドブックや定住ニュースでの情報提供を行う。町の定住助成事業や都市計画などの情報を不動産業界へ発信。

それから次に、駅周辺や未利用地の有効活用、松島駅周辺の近隣商業地域、愛宕住宅、品井沼駅周辺の土地利用について関係機関とヒアリングを行い、検討を進めているが事業に取り組む施策について、また復興による市街化調整区域での市街化構想、特区申請による宅地開発について検討する。

取り組む施策として、松島駅周辺の近隣商業地域、松島駅周辺地域は、本町の都市骨格の中心となる地域であり、近隣商業地域などが含まれることから面的整備計画により未利用地への若者が必要とする生活利便施設などの商業誘致や駐車場、住宅地など土地の有効利用を図り都市の魅力を向上させる。

愛宕住宅、品井沼駅周辺、愛宕駅周辺、愛宕住宅を含む地区は潜在的価値の高い地域として市街化区域の拡大や地区計画により定住につながる良好なスマートコミュニティなどこれからの時代に即した住環境を整備する。

品井沼駅周辺地区については、地区計画などにより、よりよい住環境を整備する。

特区構想について、市街化調整区域内への市街化構想について大手デベロッパーなどによる熟度の高い計画を引き出すよう努力する。市街化区域内の未利用地の有効利用について、都市として魅力を向上させ不動産業界の動きを刺激させる。

以上に対する委員会の意見として、(1) 復興支援定住促進事業補助について、当委員会では東日本大震災復興特別対策委員会での提言を踏まえた制度設定となったが、新築について地元業者加算を撤廃し、上限100万円の補助を強力に執行当局に求めた。

(2) 愛宕住宅について、町は愛宕駅周辺、愛宕住宅を含む宅地開発を震災対策としてという面もあり、長期総合計画の第三次計画の5年間の中でとっかかりをつけたいと言っている。愛宕住宅は用途廃止とはなっているが町で建物の補修を行い依然入居状況にあり、5年の中で積極的な構想を示し、住宅地としての再開発に着手すべきである。

特区構想について、復興特区法案では、特定被災区域などに指定された11都道府県、222市町村が対象で被災自治体が策定した復興推進計画などをもとに国が認定する。法案の中には規制緩和による農地転用などの土地利用手続簡素化が含まれていることから、町は特区法案を活用した市街化調整区域の市街化構想に取り組むべきである。

続いて、定住促進事業についての他自治体の取り組みについて調査を行いました。宮城県の大郷町、隣の大郷町であります。大郷町では永住を希望する方に町が整地した定住促進宅地分譲をしています。分譲価格については、吉田川を境界に川南地区、1平方あたり3,600円、川北地区では1平方メートルあたり2,400円、ただし、次の要件を満たす場合は値引きをされています。同居する子が15歳未満である場合、1平方メートルあたり500円、住宅建設を大郷地内の業者を受けた場合、1平方メートルあたり500円、それから現在の特例措置として東北地方太平洋沖地震、平成23年の3月11日発生により家屋の被害を受け、住宅建設を行う場合は、無償での譲渡をしております。

2番目として福島県中島町、ここで訂正をお願いいたしたいんですが、中島町となっておりますが、これは中島村でございます。大変申しわけございません。それでは、福島県中島村、定住促進により子育て支援に係る奨励金交付制度、定住化促進奨励金最大で10年、分譲取得後その土地に住宅を建設、50平方以上、住居を改修した方を対象にして毎年10万円を交付す

る。

子育て支援奨励金、最大10年、分譲取得後その土地に住宅を建設、定住した方は18歳以下の子を扶養している方を対象にして毎年10万円を交付すると。表にあるとおりでございまして、子供がいない方、10年で100万円でございます。それから5歳の子供を扶養している場合は200万円、それから15歳の子供を扶養している方は140万円。

それから3番目として仲介に対する謝礼制度がございまして。分譲地販売促進のための協力を得た方に対する謝礼金分譲地販売促進のための仲介した方の協力で土地を売買契約が成立した場合、当該土地売買代金の2%に相当する額を仲介協力者に交付するとなっております。

それでは、当委員会の意見として、近隣である大郷町の定住促進について被災者に対する住宅建設の無償での譲渡は大変有効な支援策である。他自治体の定住化促進支援策の取り組みを見ると、本町の定住対策のさらなる支援策の拡大が求められます。

次に、調査の結論、町としては定住促進の概要による駅周辺の未利用地の有効活用等についてようやく素案の段階になったが、具体的な計画には至っておらず進展が見られない。本町における高齢化率は33%となっており、若い世代の定住対策が急務となっている。また東日本大震災の影響により住環境が激変している。都市計画部分について被災者などを意識し、復興計画と合わせた対応として具体的に就業条件の改善、企業誘致、医療福祉の充実、子育て支援と高齢化対策、生活関連サービス、大型ショッピングセンター、大規模宅地開発等、連動した対策が必要であり、人口増加している市町を見習い（仙台圏2市3町で大幅な人口減少は本町だけ）であります。積極的な対応を求めるものであります。以上、第1常任委員会の定住対策の促進について報告を終わります。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。報告について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） ちょっと教えてほしいんですけども、3ページの（3）の特区構想についてというところに示されております復興特区法案では、特定被災区域などに指定された11県の222市町村とありますけれども、松島町はこの中に入っているんですか。

○議長（櫻井公一君） 6番高橋利典委員長。

○6番（高橋利典君） 入っております。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 入っているということは、この特定被災区域に認定される可能性はあるんですね。どんな手続が必要なんですか。いらぬんですか。国が認定して、町として復興

計画を国に認定してもらえればこの市街化調整区域などの市街化構想の簡素化になって進むということではないですか。

○議長（櫻井公一君） 6番高橋利典委員長。

○6番（高橋利典君） あくまでも町が主体となって、市町村が主体となった復興計画に基づいた計画を上げて、それを認定してもらって進めるということでございますね。

○15番（菅野良雄君） それでは町でつくった復興計画が国が認定するか、しないかということなんですか。まだわからない状況であるということでは理解していいんですか。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 菅野議員から質問があるわけでありまして、私らは町が復興特区をしてやりますよというふうなことを言ったんで、ここに私ら第1委員会で議論したときは復興特区のやつを書いたと。それから復興特区に本当に入っているのかどうかというようなことは、この間新聞に出たわけでありまして、220幾つの復興計画が、町村があると。そこで10月の末に閣議決定して法案が成立したと。これ新聞で出ているわけでありまして、ここの中に60の税制優遇から初めて、規制緩和とか何とかの項目が入っていると。それに入ったのかどうかというようなことまでは私らはこの前に委員会終了していますので、わからないと。こういうふうなことであります。だから、執行者がそういうふうに言ったのでそういうふうなことの復興特区についてはこういうふうなものを必要とするのではないかと、こういうふうなことで私らの委員会では決まったと、こういうふうなふうに理解していただければいいと思うんです。

○15番（菅野良雄君） わかりました。じゃあ復興推進計画が立派にできて、国に認定されるようにそして土地利用がうまくいくように私も希望します。わかりました。

○議長（櫻井公一君） その他ございませんか。（「なし」の声あり）なしの声あり、質疑なしと認め、質疑、報告を終わります。

なお、10時46分、1番緑山市朗議員が席に戻っております。

ここで会議の進行上、若干早いんでありますけれども休憩をとりたいと思っておりますよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 再開を11時10分といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第5 報告第13号 平成22年度松島町教育委員会教育行政点検評価について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、報告第13号平成22年度松島町教育委員会教育行政点検評価について報告を求めます。

朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 報告第13号

平成22年度松島町教育委員会教育行政点検評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づき、平成22年度松島町教育委員会教育行政点検評価を別紙のとおり報告する。

平成23年12月12日提出

松島町教育委員会

○議長（櫻井公一君） 説明を求めます。小池教育長。

○教育長（小池 満君） 報告第13号平成22年度松島町教育委員会教育行政点検評価についてご報告を申し上げます。

平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されました。同法第27条の規定に基づき、各教育委員会においては、毎年教育行政事務の管理、及び執行状況について点検、評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表することが規定されました。

本報告は、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たしていくため、もって町民に信頼される教育行政を推進することを目的に平成22年度における教育行政の点検及び評価を行い、教育に関する学識経験者の意見を付して報告するものであります。

なお、報告書について教育課長から説明させます。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 地教行法第27条及び同条に基づく松島町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要項により、平成22年度対象の教育委員会教育行政点検評価報告書を作成しました。

昨年度報告した際、点検評価であるため、よしあし、優劣を記すこと、作文の体をなしており読みにくい等ご指摘をいただいております、図、表等を織り交ぜながら見やすく、読みやすく

わかりやすく修正することをお約束させていただいたことから、全般にわたって変更させていただきました。例えば6ページをお開きいただきたいのですが、教育基本方針等重点施策中の分野と対象事業を左上に記し、その下に事業目的と概要、22年度の事業実施概要、右ページに事業の効果、事業の課題、改善策を示し、見開きのページで各事業が点検できるようにいたしました。また、各データにつきましては、表を使い見やすさに配慮させていただきました。

5ページをお開きください。平成22年度の松島町教育方針と重点施策でございます。これは、各学校や教育部署にも送付しました。そこでは、国や県の教育に関する基本的な方針を踏まえながら、この町の教育方針によって各学校独自の教育目標を立て、児童生徒を教育している状況にあります。それらについてどのように取り組んだかということが6ページ以降から点検評価されています。

7ページをお開きください。学力を向上させていくために学校が取り組んでいく内容に対する効果が記されておりますが、②の少人数学級、TT指導は一斉指導のときと違い、一人一人の児童とのかかわる時間がとれるという中身で、自分たちの立てた目標にどの程度到達しているかということをご確認ください。しかし、効果はすべて思いどおりに上がるものではありませんので、7ページの下の方にありますが、それらの中から見つけた課題をどう改善していくかというところまで考えて次年度に生かしていくという取り組みを記しております。

9ページをお開きください。全国学習状況調査から将来の夢や目標を持っていますか、あるいは人の気持ちができる人間になりたいと思いますかの設問に対し、そうなりたいと思わずと答えてくれた松島中学校の生徒は県や全国より高い意識を持っている、そういうような見方を先生はしているのですが、しかし地域に帰ってからの生徒を見ますと、もっともっと地域の方と気軽にあいさつができるような生徒になってほしい、それから地域行事への積極参加をしてほしいということへの改善策を今後どう取り組んでいくかということで、先生方は悩んでいるという見方ができます。

教育委員会として課題としているのが12ページです。この中に全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果があります。体力、運動能力が県や国より平均的に小中学校ともに劣っている結果が出ております。これにつきましては、教務主任や体育主任等と体力向上のあり方をどうしたらいいかという検討をし、23年度は幼稚園からまず取り組む、そして小中学校の生徒に体力向上につながるような働きかけをしていきたいと考えております。いわゆる運動能力

の低下に対する学校の取り組みについては、74ページもあわせてごらんいただきたいのですが、子供の体力向上には、幼児を対象に遊びを通じてのバランス感覚を取り入れて取り組んでいきたいという目標を持っていますが、23年度はもっと深め24年度はさらに具体的に取り組むための予算を提案させていただきたいということで、今定例会に補正予算として提案させていただきます。

13ページに戻ります。小学校では毎日の授業でポイントを絞った補強運動をしてきました。しかし、課題のほうでいきますと、なおかつ体力の向上につながるような準備運動や補強運動を考えていく必要があるとっております。中学校では持久力の向上のための全校活動を実施しなければならないというような課題を持っております。

14ページにいきますと、給食センターがかかわってまいります。食育指導ということで体力向上を考慮した給食指導でございます。「はやね・はやおき・あさごはん」といった運動を行ってまいりました。このこととかがわって地場産品のひとめぼれやあるいは野菜等を使い、地域と一緒にしながら子供たちの食育の向上に努めてまいりました。

36ページをお開きください。防災教育計画の充実ということで目標を立て、防災教育に基づいた防災訓練を実施してまいりました。ことし3.11の大地震があり、そのときの様子を詳細に記しております。これまでの防災教育を進めてきた指導が功を奏し、自分の身を守る行動をとることができたという効果が出ております。大震災の経験は今後の防災計画の各論の充実ということでとらえております。

50ページをお開きください。幼稚園では預かり保育の試行を実施いたしました。利用された方等の要望を聞きながら改善をし、23年度より本格実施しております。また、68ページにあります留守家庭児童学級についてでございますが、22年7月1日より第五小学校区でも開級しており、これまで保護者から要望の高かった午後7時まで開級時間を延長しております。今後とも地域の方との協力を得ながら、さまざまな取り組みを行い、児童の安全確保と子育て支援を実施してまいります。

社会教育につきましても、それぞれの状況の中で取り組んでまいりました。70ページにあります中央公民館で取り組みました図書管理システムの導入ですが、県の図書館にも協力を得ながら図書管理システムの利便性向上を図っております。より多くの方に利用していただくため、さらに利用者のニーズ把握をしながら身近な図書室となるよう努力してまいります。

最後にこの点検評価書を読んでいただいた歌野、早川両先生からそれぞれの項目にかかわってよい点、あるいは今後伸ばさなければならない点、さらにはこれからかかわってほしい点

について丁寧にご意見を頂戴しております。これを教育委員会として読み合わせをし、学校教育、社会教育の面で充実させていきたいと思っております。以上でございます。

- 議長（櫻井公一君） 報告が終わりました。報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。ありませんか。（「なし」の声あり）なしの声あり、質疑なしと認め報告を終わります。

日程第6 報告第14号 宮城中央地区視聴覚教育協議会の廃止に伴う精算の報告について

- 議長（櫻井公一君） 日程第6、報告第14号宮城中央地区視聴覚教育協議会の廃止に伴う精算の報告についての報告を求めます。

朗読、局長。

- 事務局長（櫻井一夫君） 報告第14号

宮城中央地区視聴覚教育協議会の廃止に伴う精算の報告について

宮城中央地区視聴覚教育協議会の廃止に伴う精算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて報告する。

平成23年12月12日提出

松島町長 大橋 健 男

- 議長（櫻井公一君） 説明を求めます。大橋町長。

- 町長（大橋健男君） 報告第14号宮城中央地区視聴覚教育協議会の廃止に伴う精算の報告について申し上げます。

宮城中央地区視聴覚教育協議会は、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町の1市3町が視聴覚教育に関する事務を共同して管理執行することを目的に設立され事業を展開してきました。情報技術の急速な発展、技術の革新により手軽に視聴できる時代に変化してきた状況から平成22年6月議会において平成23年3月31日をもって当協議会廃止議案が可決され、廃止に係る手続を進めておりました。廃止に伴う精算事務等が整い、平成22年7月末日における住民基本台帳人口により精算額が確定し、本町には2万4,422円が分配となりましたので、監査委員の意見を付して報告いたします。

- 議長（櫻井公一君） 報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）なしの声あり、質疑なしと認め報告を終わります。

日程第7 議案第112号 松島町震災復興基金条例の制定について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第7、議案第112号松島町震災復興基金条例の制定について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第112号

松島町震災復興基金条例の制定について

松島町震災復興基金条例を次のように定める。

平成23年12月12日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第112号松島町震災復興基金条例の制定について、提案理由を申し上げます。

東日本大震災からの復旧及び復興事業を推進するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、松島町震災復興基金を設置する条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第8 議案第113号 松島町ふるさと創生基金条例の廃止について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第8、議案第113号松島町ふるさと創生基金条例の廃止についてを議題といたします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第113号

松島町ふるさと創生基金条例の廃止について

松島町ふるさと創生基金条例を廃止する条例を次のように定める。

平成23年12月12日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第113号松島町ふるさと創生基金条例の廃止について、提案理由を申し上げます。

地域における固有の歴史、文化、産業を生かし、独創的な地域づくりを推進する目的で設置

した松島町ふるさと創生基金条例につきましては、これまでに地域活性化を目的に各種整備事業を実施し、成果を挙げてきましたが、条例制定から20年以上経過し、当初の目的が時代の変遷とともに実情にそぐわなくなっていることから、基金条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第9 議案第114号 指定管理者の指定について（朗読説明）

【松島町長松園デイサービスセンター】

○議長（櫻井公一君） 日程第9、議案第114号指定管理者の指定について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案114号

指定管理者の指定について

松島町長松園デイサービスセンターの指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年12月12日提出

松島町長 大橋 健 男

記

1 施設 の 名 称 松島町長松園デイサービスセンター

2 指定しようとする 多賀城市高橋四丁目24番1号

団 体 社会福祉法人 千賀の浦福祉会

3 指 定 の 期 間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第114号指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

松島町長松園デイサービスセンターにつきましては、隣接する特別養護老人ホーム長松園並びに長松園居宅支援事業所と一体となりサービスの提供が行えるという利点と、施設の機能、性質等を考慮し、公募はせず社会福祉法人千賀の浦福祉会のみとしております。

町の選定委員会の審議の結果指定管理者として安定した施設の管理運営をすることが可能であると判断し、社会福祉法人千賀の浦福祉会を指定管理者に指定したいので、地方自治法第

244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第10 議案第115号 指定管理者の指定について（朗読説明）

【松島町健康館デイサービスセンター】

○議長（櫻井公一君） 日程第10、指定管理者の指定について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第115号

指定管理者の指定について

松島町健康館デイサービスセンターの指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年12月12日提出

松島町長 大橋 健 男

記

1 施設 の 名 称 松島町健康館デイサービスセンター

2 指定しようとする 松島町根廻字上山王6番地の27

団 体 社会福祉法人 松島町社会福祉協議会

3 指 定 の 期 間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第115号指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

松島町健康館デイサービスセンターにつきましては、訪問介護や地域福祉事業との連携を図り、サービスの提供が行えるという利点等を考慮し、公募はせず社会福祉法人松島町社会福祉協議会のみとしております。

町の選定委員会の審議の結果、指定管理者として安定した施設の管理運営をすることが可能であると判断し、社会福祉法人松島町社会福祉協議会を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第11 議案第116号 指定管理者の指定について（朗読説明）

【品井沼農村環境改善センター】

○議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第116号指定管理者の指定について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第116号

指定管理者の指定について

品井沼農村環境改善センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年12月12日提出

松島町長 大橋 健 男

記

1 施設 の 名 称 品井沼農村環境改善センター

2 指定しようとする 松島町根廻字上山王6番地27

団 体 社会福祉法人 松の実福社会

3 指 定 の 期 間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第116号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

品井沼農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例に基づき指定管理者を公募したところ1団体から申し込みがあり、町の選定委員会の審議の結果、指定管理者として安定した施設の管理運営をすることが可能であると判断し、社会福祉法人松の実福社会を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものがあります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第12 議案第117号 指定管理者の指定について（朗読説明）

【松島駅前駐輪場】

○議長（櫻井公一君） 日程第12、議案第117号指定管理者の指定について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第117号

指定管理者の指定について

松島駅前駐輪場の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年12月12日提出

松島町長 大橋 健 男

記

1 施設 の 名 称 松島駅前駐輪場

2 指定しようとする 松島町高城字愛宕一8番地の1

団 体 特定非営利活動法人 ウイザス

3 指 定 の 期 間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第117号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

松島町自転車等駐車場条例に基づき指定管理者を公募したところ、1団体から申し込みがあり、町の選定委員会の審議の結果、指定管理者として安定した施設の管理運営をすることが可能であると判断し、特定非営利活動法人ウイザスを指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第13 議案第118号 指定管理者の指定について（朗読説明）

【松島町野外活動センター】

○議長（櫻井公一君） 日程第13、議案第118号指定管理者の指定について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第118号

指定管理者の指定について

松島野外活動センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年12月12日提出

松島町長 大橋 健 男

記

- 1 施設 の 名 称 松島駅野外活動センター
- 2 指定しようとする 松島町高城字愛宕一八番地の1
団 体 特定非営利活動法人 ウイザス
- 3 指 定 の 期 間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第118号指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

松島町野外活動センターの設置及び管理に関する条例に基づき、指定管理者を公募したところ、1団体から申し込みがあり、町の選定委員会の審議の結果、指定管理者として安定した施設の管理運営をすることが可能であると判断し、特定非営利活動法人ウイザスを指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第14 議案第119号 平成23年度松島町一般会計補正予算（第11号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第14、議案第119号平成23年度松島町一般会計補正予算（第11号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第119号

平成23年度松島町一般会計補正予算（第11号）

平成23年度松島町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13億8059万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億7,823万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の廃止は、「第3表 地方債補正」による。

平成23年12月12日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第119号平成23年度松島町一般会計補正予算（第11号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、国の第3次補正予算に伴う震災復興特別交付税及び東日本大震災に伴う災害復旧費等について補正するものであります。

歳出につきましては、7ページをお開き願います。

2款総務費1項16目震災復興基金費につきましては、今後の震災復興・復旧に資するために創設するものであり、宮城県より交付される東日本大震災復興基金交付金及び東日本大震災災害復旧・復興寄附金並びにふるさと創生基金を廃止して積み立てるものであります。8ページまでにわたります。

4項4目松島町長選挙費及び5目農業委員会委員選挙費につきましては、執行経費の確定に伴い減額するものであります。

5項2目指定統計費につきましては、経済センサス活動調査等の指定統計に係る交付金額の確定に伴い精査し補正するものであります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、東日本大震災及び台風15号災害時におけるボランティアセンター設置に係る経費について、社会福祉協議会へ補助するものであります。

2目障害者福祉費につきましては、今回の震災に伴い、障害者基本計画等策定業務が困難なことから減額するものであり、平成24年度に改めて取り組むものであります。

3目老人福祉費につきましては、平成22年度の宮城県後期高齢者医療療養費給付費負担金の精算に伴い補正するものであります。

10ページをお開き願います。

2項1目児童福祉総務費及び2目児童措置費につきましては、10月からの法改正に伴う子ども手当に要する経費を補正するものであります。

3項1目災害救助費につきましては、震災により発生した災害廃棄物処理及び損壊家屋等解体工事に要する経費を補正し、4月の臨時議会で議決をいただきました被災者受け入れ宿泊施設借り上げ料につきましては、県内避難所等の閉鎖及び仮設住宅等の整備に伴い、町内宿泊施設での受け入れが見込まれないことから減額するものであります。

なお、災害等廃棄物処理事業に係る一般財源につきましては、震災復興特別交付税の対象となるものであります。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費につきましては、水道施設災害復旧事業に対し、国からの繰出基準に基づき、水道事業会計への繰出金を補正するものであります。12ページまでにわたります。

6款農林水産業費1項4目農地費につきましては、震災で被災した地域の経営再建に向け、復旧作業を共同で行う農業者に対する支援金について、宮城県より交付決定を受け補正するものであります。

8款土木費5項2目都市計画費につきましては、公共下水道施設災害復旧事業等に対する下水道事業特別会計への繰出金を補正するものであります。

10款教育費2項1目小学校管理費につきましては、国道45号線松島自歩道設置工事のための工作物移転工事費であり、第一小学校のフェンス及び樹木の移転工事費を補正するものであります。

2目教育振興費及び3項2目教育振興費につきましては、従来からの経済的事由の要件に加え、東日本大震災に伴う被災要件の申請により、就学援助の申請が大幅にふえていることから補正するものであります。

4項5目地域交流センター費につきましては、震災により被害のあった松島東部地域交流センターの修繕料について補正するものであります。14ページにわたります。

5項1目保健体育総務費につきましては、平成22年3月に策定いたしましたスポーツ振興基本計画中に報告されておりますように本町の小中学生の体力、運動能力は全国平均、県平均と比べ劣っている状況にあります。これを受け、各小中学校の教務主任、体育主任等との検討の結果、幼児からの抜本的な体力向上策が必要であるとの結論に達しました。そこで子供の体力とスポーツへの意識高揚を目的とし、園児のバランス感覚向上や集団でのスポーツの楽しさを通じ、基礎体力の向上を図るために係る経費を補正するものであります。

11款災害復旧費1項1目農地災害復旧費につきましては、11月に災害査定のありました名込地区の被災農地除塩事業について補正するものであります。

2項1目公共土木施設災害復旧費につきましては、台風15号豪雨で浸水被害に遭った小石浜地区の小石浜川からの越水対策として、大型土のうにより暫定的に堤防かさ上げを行う経費及び11月に災害査定のありました運動公園テニスコート災害復旧工事について補正するものであります。

歳入につきまして、3ページをお開き願います。

10款地方特例交付金1項1目地方特例交付金及び11款地方交付税1項1目地方交付税の普通交付税につきましては、10月から法改正の子ども手当に伴い算定したものであり、特別交付税につきましては、東日本大震災に伴う特別交付税の特例交付について補正するものであります。

また、震災復興特別交付税につきましては、国の第3次補正予算に伴い配分されるものであり通常の特別交付税とは別枠で、被災団体における負担をなくするために補助単独災害復旧事業及び災害等廃棄物処理事業並びに歳入欠陥債においては地方債を発行せずに配分され、また地方公営企業における災害復旧事業の一般会計負担分繰出金についても処置されるものであります。

15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金については、歳出でご説明しました子ども手当に対するものであり、3目災害復旧費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました運動公園テニスコート災害復旧工事に対するものであります。

4ページをお開き願います。

3款民生費2項1目民生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました災害等廃棄物処理事業に対するものであります。

16款県支出金1項1目民生費県負担金につきましては、歳出でご説明しました被災者受け入れ宿泊施設借上料の減額に伴い補正するものであります。

2項1目総務費県補助金につきましては、宮城県において東日本大震災からの復興に向け、市町村が地域の実情に応じ、単年度予算の枠にとらわれず、弾力的かつきめ細かに復興事業等を行うための資金として交付するために創設したものであり市町村分計330億円を8項目を基準に配分され、東日本大震災復興基金に積み立てするものであります。

2目民生費補助金につきましては、歳出でご説明しました子ども手当のシステム改修費に対するものであります。

5目農林水産業県補助金の被災農家経営再開支援事業費補助金につきましては、歳出でご説明しました震災で被害を受けた農業者への支援金に対するものであり、消費安全対策交付金

につきましては、9月議会で議決をいただきました農産物放射性物質自主検査手数料について財源措置されたものであります。

8目教育費補助金の宮城県被災児童生徒就学支援事業費補助金につきましては、歳出でご説明しました東日本大震災による被災児童生徒を対象にした就学援助に対するものであり、宮城県被災幼児就園支援事業費補助金につきましては、震災で被災した園児を対象にした幼稚園授業料減免に対し交付されるものであります。

また、協働教育プラットフォーム事業費補助金につきましては、歳出でご説明しました幼児体力向上事業に対するものであります。

10目災害復旧費県補助金につきましては、歳出でご説明しました被災農地除塩事業に対するものであります。

3項1目総務費委託金につきましては、歳出でご説明しました経済センサス活動調査等の指定統計に係る交付金額の確定に伴い補正するものであります。

17款財産収入2項1目不動産売払収入につきましては、国道45号松島自歩道設置工事に伴う土地売払収入及び北小泉字山神の公衆用道路の土地売り払いに伴い補正するものであります。

18款寄附金1項2目災害費寄附金につきましては、松島町の災害復旧及び復興財源として寄附していただいたものであり、6月補正以降、11月25日までに寄附をいただいた金額に付いて補正するものであり、東日本大震災復興基金へ積立するものであります。

19款繰入金1項3目介護保険特別会計繰入金につきましては、前年度塩釜地区障害者自立支援認定審査事業の精算金を介護保険特別会計より繰り入れるものであります。

6ページをお開き願います。

2項2目ふるさと創生基金繰入金につきましては、今回廃止に伴いその金額を一般会計へ繰り入れし、東日本大震災復興基金に積み立てするものであります。

21款諸収入5項2目雑入につきましては、障害者自立支援審査会事業過年度精算金について補正するものであります。

22款町債1項4目民生費及び5目災害復旧債7目歳入欠かん債につきましては、国の第3次補正予算に伴い震災復興特別交付税が措置されることから減額するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

また、品井沼農村環境改善センター及び松島町野外活動センターの指定管理業務につきまして、債務負担行為を設定させていただくものであります。なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） それでは、皆さんの手元に配付しております地方交付税（震災復興特別交付税の加算について）ということで、資料1について説明をさせていただきたいと思っております。

今回の提案の理由の中にもありましたように、国の第3次補正の中で出てきたものであります。地方交付税今までですと、通常ですと普通交付税と特別交付税、これに新たに震災復興特別交付税というのができたということになります。

それで、丸で囲んであるやつですけれども、今回の加算分につきましては、震災復興特別交付税、仮称と書いてあるんですが、仮称を消していただければと思います。通常の特別交付税とは別枠に個々に被災団体において負担しているものをゼロにするということになります。ということで、下のイメージがあるかと思っております。現在災害復旧ですと国費、国庫負担金とか、その裏につきましては地方債あるいは一般財源で補てんしておりますが、これを今回国費以外の分については震災復興特別交付税で見ますよという形になります。ということで一般財源はなくなりますよという内容になります。

じゃあ具体的にはということで、1枚めくっていただければと思います。ここにいろいろ書いてありますが、主なものを申し上げますと先ほど提案理由の中でも述べさせていただいておりますが、松島町としては補助災害復旧費の地方債分、それから単独災害復旧費における町負担分、それから地方税等の減額関係、これは町税それから保育料等減免いたしました。それに伴って歳入欠かん債を発行させていただきました。これも該当しました。それから、災害廃棄物処理等に係る起債分ですね、補助の裏の分この分についても対応になるということでもあります。ということで、今回のこの12月議会で補正と提案させていただきましたことにつきましては、4月以降の臨時議会以降で予算措置をさせていただきました、先ほど申し上げました災害復旧関係それから災害廃棄物処理関係、それから危険建物解体費用関係、それから歳入欠かん債、そして震災による公営企業、先ほど繰出金上水道、それから下水道これらについても今回計上させていただいて財源等々の更正をさせていただきながら提案させていただいております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

(第4号)について(朗読説明)

- 議長(櫻井公一君) 日程第15、議案第120号平成23年度松島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について(朗読説明)を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

- 事務局長(櫻井一夫君) 議案第120号

平成23年度松島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

平成23年度松島町の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億721万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年12月12日提出

松島町長 大橋 健 男

- 議長(櫻井公一君) 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

- 町長(大橋健男君) 議案第120号平成23年度松島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、東日本大震災国保関係復興補助金の交付に伴う国民健康保険事業の推進に要する経費及び平成22年度特定健康診査、保健指導負担金の確定に伴う国、県への返還金を補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(櫻井公一君) 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第16 議案第121号 平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算(第5号)について(朗読説明)

- 議長(櫻井公一君) 日程第16、議案第121号平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算(第5号)について(朗読説明)を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

- 事務局長(櫻井一夫君) 議案第121号

平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算（第5号）

平成23年度松島町の介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,063万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,932万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年12月12日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第121号平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、介護保険法改正に伴う介護保険システム改修事業及び前年度塩釜地区介護認定審査事業負担金の精算金について補正し、これらの財源を精査し、一般会計繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第17 議案第122号 平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第6号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第17、議案第122号平成23年度下水道事業特別会計補正予算（第6号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第122号

平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第6号）

平成23年度松島町の下水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,836万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方の補正)

第3条 地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

平成23年12月12日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第122号、平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第6号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、東日本大震災に伴う下水道使用料の減免及び台風15号の豪雨等排水対策事業について補正し、これらの財源を精査し、一般会計繰入金を増額するものであります。

また、松島浄化センター運転管理業務及び中継ポンプ場管理業務並びに雨水ポンプ場運転管理業務について債務負担を設定させていただくものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第18 議案第123号 平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第5号）
について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第18、議案第123号平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第5号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第123号

平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第5号）

第1条 平成23年度松島町の下水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成23年度松島町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入。

科目、第1款水道事業収益、既決予定額6億2,966万9,000円、補正予定額△8,401万5,000円、計5億4,565万4,000円。

第1項営業収益、既決予定額6億2,888万6,000円、補正予定額△1億1,096万円、計5億1,792万6,000円。

第2項営業外収益、既決予定額78万3,000円、補正予定額2,694万5,000円、計2,772万8,000円。

第3条 予算第4条本文括弧書き中「6,457万8,000円は、減債積立金とりくずし額1,732万円。過年度分損益勘定留保資金4,725万8,000円」を「3,757万8,000円は減債積立金とりくずし額1,732万円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額468万8,000円、過年度分損益勘定留保資金1,557万円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

科目第1款資本的支出、既決予定額6,457万9,000円、補正予定額△2,700万円、計3,757万9,000円。

第1項建設改良費、既決予定額4,725万9,000円、補正予定額△2,700万円、計2,025万9,000円。

上記以外の予算既決予定額1,732万円、補正予定額ゼロ、計1,732万円。

第4条 予算に次の1条を加える。

(他会計からの補助金)

第9条 水道施設災害復旧事業のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,694万5,000円である。

平成23年12月12日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第123号平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成23年3月11日発生の東北地方太平洋沖地震に伴い、水道料金の減免等による収入減額、また水道施設災害復旧事業に対する一般会計からの繰入金を計上し、並びに震災に伴う道路災害復旧事業との調整を要することから中止した建設改良事業の事業費を減額するものであります。

これにより収益的収入総額を5億4,565万4,000円に、資本的支出総額を3,757万9,000円とし、

資本的収支不足額の補てん財源を、減債積立金取崩額1,732万円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額468万8,000円、過年度分損益勘定留保資金1,557万円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議事運営の都合により12月13日の1日間を休会としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって12月13日の1日間を休会とすることに決定しました。

本日の日程はすべて終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会とします。

再開は、12月14日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後12時01分 散 会